

概要版

魚津市



子ども・子育て支援事業計画



ともに育み ともに育つ
元気な っおっ子



平成 27 年 3 月
魚 津 市



計画の概要



なぜ計画を作ったの？

少子化や女性の社会進出に伴う待機児童問題など、子どもや子育て家庭を取り巻く現状と課題に対応するため、平成 27 年 4 月から「**子ども・子育て支援新制度**」がスタートします。

本市でも、少子化による保育園や幼稚園の園児数の減少や、女性の社会進出や共働きの増加による低年齢児からの保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、この計画を策定しました。



計画の期間は？

平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年とします。

計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



魚津市の子ども・子育ての課題って？



ご近所でも子どもが少なくなっているよ。
この子もたくさんのお友達と遊ばせてあげたいなあ…。

育児休業って周りも取っている人がいないし、なかなか取りづらいなあ…。



この子が 1 歳になったら
職場復帰したいけれど、保育園は空いているかな？



引っ越してきたばかりで知り合いもいないし、おじいちゃんやおばあちゃんも遠くて不安…。
子育ての不安や悩みを誰かに聞いてほしいな。



“子ども・子育て支援新制度”の概要



どんな制度なの？

保育園と幼稚園のいいところをひとつにした「認定こども園」を普及したり、保育の場を増やしたり、子育て中のすべての家庭を応援するための制度です。

新制度のポイント

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1 「認定こども園」の普及 | 保育園と幼稚園のいいところをひとつに！ |
| 2 保育の場を増やし、待機児童を減らす | 子育てしやすく、働きやすく！ |
| 3 子育て支援の量の拡充や質の向上 | 子どもにとってよりよい環境に！ |
| 4 子どもが減ってきている地域の子育て支援 | 地域の状況を踏まえる！ |



新制度がはじまると何がかわるの？

➡ 保育の場の充実と、質の向上を図ります！

- 保育園・幼稚園に加えて、**認定こども園**の普及を図ります。
- **保育園や幼稚園等の職員の処遇改善なども行い、質も向上します！**

➡ 共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援します！

- 地域子ども・子育て支援事業を充実し、多様な子育て支援ニーズに対応します。
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 利用者支援事業

～ * ～ * ～ * ～ * 新制度利用について ～ * ～ * ～ * ～ *

くわしくは制度案内パンフレットまたはこども課におたずねください。>

● 保育園への入所要件緩和

フルタイム就労のほか、パートタイムやその他の事由が増えました。

● 保育の申請と認定

保育園利用を希望の場合は、市に申請して市から支給認定証が交付されます。

● 保育料の仕組み

原則として、保育園・幼稚園・認定こども園では、保護者の所得に応じて保育料が定められます。





計画のスローガンと基本理念

この計画の前身にあたる「魚津市次世代育成支援行動計画」の考え方を継承し、以下のように計画の基本理念とスローガンを掲げます。

■ ■ ■ 基本理念 ■ ■ ■

育てよう！ ～次代を担う子どもたちの未来

支えよう！ ～楽しく安心して子育てできる未来

高めよう！ ～男女が協力して子育てする未来

スローガン

ともに育み ともに育つ
元気な “うおづっ子”



計画の性格

この計画は、「教育・保育事業等の見込み量と確保の内容」と「子ども・子育て施策の推進」の2つで構成されています。

教育・保育事業等の見込み量と確保の内容

教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業の計画的な整備・提供を図るためのサービスの需給計画

子ども・子育て施策の推進

子どものよりよい育ちを支えるための施策全般に関する計画

保育園・幼稚園の適正配置

市立保育園・幼稚園の統廃合の枠組みと目標年度

- 平成 30 年度に住吉保育園を、平成 31 年度に経田保育園をそれぞれ認定こども園化し、市西部・東部のそれぞれで、教育・保育を一体的に提供できる環境を整備します。
- 平成 32 年度以降で、園児数が 10 人以下となった園は休園を検討することとします。

教育・保育の充実

- 延長保育の実施園の拡大や、年度途中入所、一時預かり事業などに対して柔軟に対応できる体制を整備します。
- 認定こども園において、保育園と幼稚園の長所を活かした特色のある幼児教育及び保育を実施します。



教育・保育事業等の 見込み量と確保の内容

● 教育・保育事業の見込み量と確保の内容

認定区分と提供施設

新制度では、3つの認定区分に応じて保育園や幼稚園の施設等の利用先を決定し、利用希望の場合に認定を受けます。

1号

3～5歳で
保育の必要性のない子ども
(認定こども園・幼稚園)

2号

3～5歳で
保育の必要性がある子ども
(認定こども園・保育園)

3号

0～2歳で
保育の必要性がある子ども
(認定こども園・保育園等)

H31年度 >>>		見込み量	確保量	過不足
教育事業(人)	1号・2号(3～5歳)	105	135	30
	2号(3～5歳)	668	1,020	352
保育事業(人)	3号(1・2歳)	412	475	63
	3号(0歳)	149	185	36

提供体制と確保の考え方

- 保育事業…3号認定ではニーズが高くなっているため、柔軟に子どもを受け入れる体制づくりに努めます。
- 教育事業…保育園の認定こども園化などにより、ニーズに対する提供体制を確保します。

● 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容

H31年度 >>>		見込み量	確保量	過不足
延長保育事業(人)		246	400	154
地域子育て支援拠点事業(人回)		6,612	8,300	1,688
放課後児童健全育成事業	下学年(人)	325	475	150
	上学年(人)	98	98	0
子育て短期支援事業(人日)		3	3	0
一時預かり事業	幼稚園(人日)	8,450	13,000	4,550
	保育園(人日)	2,316	3,840	1,524
病児・病後児保育事業(人日)		541	715	174
ファミリー・サポート・センター事業(人日)		150	364	214
妊婦健康診査事業(人)		250	250	0
乳児家庭全戸訪問事業(人)		217	217	訪問率 100.0%
養育支援訪問事業(世帯)		31	31	訪問率 100.0%
利用者支援事業(か所)		1	1	0

提供体制と確保の考え方

ニーズに対する提供体制はいずれの事業でも確保できる見込みです。
放課後児童健全育成事業については、上学年は平成30年度当初までに、児童、保護者のニーズを踏まえて受け入れ体制を整備することとします。



子ども・子育て施策の推進



基本方針1 教育・保育環境を充実する

多様化・複雑化する保育ニーズに対応するため、民間活力も活用しながら、保育サービスの量的拡充を図ります。

市内の教育・保育の質の向上を図るとともに、産前・産後休業、育児休業中の保護者への、教育・保育の利用に関する相談支援・情報提供体制を充実し、誰もが安心して教育・保育を利用できる環境を整備します。

施策目標

- 1 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供
- 2 教育・保育の質の向上
- 3 多様な主体による教育・保育の実施
- 4 産前・産後の休業及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用への支援

基本方針2 子育てを支える地域をつくる

施策目標

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 子育て支援のネットワークづくり
- 3 ボランティア活動の推進

母親が身近な地域で安心して子育てをできるよう、地域における子育て支援サービスを充実します。また、ボランティア等の育成を通じて、子育て支援の担い手の裾野の拡大を進めるとともに、その連携強化を図ることで、市における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

基本方針3 母と子の健康を支える

母と子の幸せの基盤となる健康を適切に確保していけるよう、妊娠・出産期からのライフステージに応じた母子保健施策を推進します。また、子どもの安全・安心の確保のため、小児医療に関する取り組みの充実を図ります。

施策目標

- 1 母親と子どもの健康の確保
- 2 小児医療の充実



基本方針4 子どもの生きる力を育む

子どもの育ちにとって最も重要な場である家庭や、子育ての助け合いの機能を有する地域において、子どもの成長を適切に支えていけるよう、家庭・地域の教育力向上のための取り組みを進めます。

また、子どもの自主性や社会性、創造性を育むため、身近な地域で、子ども同士で遊べる場、異世代と交流できる場を提供します。

施策目標

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 子どもの健全育成



基本方針5 子育てと仕事の両立を支える

女性が結婚・出産後も働き続けられるような、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整備するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援するサービスの充実を図ります。

また、男性の過重労働、家事・育児への参画の遅れが問題となっているため、育児休業取得の促進など、働き方の見直しを進めるとともに、男女共同参画についての意識啓発を進めます。



施策目標

- 1 雇用環境の整備及び啓発
- 2 家庭での子育て協力体制の構築
- 3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実

基本方針6 すべての親子の権利を守る

子どもがひとりの人間として尊重され、未来に向けて成長する権利が保障されるように、子どもの権利について、市民にむけて子どもへの教育と大人への啓発を進めます。

子どもへの虐待を防ぐため、支援体制の充実と関係機関の連携強化を図ります。

特別な支援が必要な子どもに対して、その家庭の状況や子ども・保護者の希望に即した支援が行われるよう、支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、的確な状況把握と支援体制の強化を図ります。

施策目標

- 1 子どもの権利の確保
- 2 児童虐待防止対策の充実
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 障がい児施策の充実



計画の推進体制

子ども・子育て会議での計画の評価と点検



当事者の目線に立ったチェックが大切であることから、「魚津市子ども・子育て会議」に施策・事業の実施状況を報告し、計画に基づく施策・事業が適切に実施されているかを点検・評価します。

特に、具体的な数値目標を設定した部分については、その実施状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応ができるようにします。

庁内の推進体制



「魚津市少子化対策推進庁内会議」のなかで関係各課の施策・事業の実施状況を定期的に把握するとともに、関係各課の連携体制をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

市民・地域、関係団体等との協働



社会全体で子育てを支援する環境を整備していくため、計画の内容について市ホームページや市広報誌等により周知・啓発を行うとともに、子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体との連携・協力体制を強化します。

広域調整や県との連携



保育園・幼稚園の広域利用など、市の区域を超えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合、あるいは障がいのある子ども、要保護児童への対応など専門的な支援を必要とする場合などについては、周辺市町村や県との連携・調整を図り、より充実した取り組みを進めます。

魚津市 子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：魚津市

編集：魚津市 民生部・教育委員会 こども課

住所：〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂一丁目 10-1

TEL：0765-23-1079

FAX：0765-23-1061

発行年月：平成 27 年 3 月

